

審 第 5 5 9 0 号
答 申 第 3 5 2 号
令和7年3月27日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年5月25日付け公委発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第316号

令和5年2月26日付けで審査請求人から提起された、令和5年2月8日付け公委発第〇〇号で行った自己情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県公安委員会委員長（以下「実施機関」という。）が令和5年2月8日付け公委発第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年1月5日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書（〇〇月〇〇日付で千葉県公安委員会が受理したとされるもの）により千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことについて取得・作成されたもの一切。たとえば、弁護士等と検討や調査や協議や相談等したり、千葉県公安委員会事務局などとの内部的に検討や調査や協議や相談等したり、警察署・県警本部・監察部門・警察内部の苦情を受付ける部署など別の実施機関に対して調査したりそれらと遣り取りしたり、公務員や弁護士等と遣り取りしたり、それに前後して作成・取得されたりしたもの、千葉県警察が千葉県公安委員会に提出した行政文書、千葉県警察や千葉県公安委員会の会議の議事録や録音や次第や資料やその出席者や日時や場所等がわかるもの、千葉県公安委員会の調査審議に用いられたもの、前例の調査や協議や相談等に係るもの、郵送や移動に係るもの、封筒や切手の使用やそれらの発送等に係るもの、切手や郵送料や交通費に係るもの、差出票や配達証明書や領収書、公用車の利用や駐車に係るもの（公道への駐車や有料の駐車場や私の自宅の駐車スペースの利用やその手続や連絡に係るものを含む。）、警察車両や公安委員会の車両の利用や電車やバスなどの公共交通機関の利用に係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに関連して私が後日電話で連絡や相談等したことの氏名や所属や職名等に係るもの、私との連絡や調整に係るもの（電話によるものを含む）、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった出来事において警察官が私に電話し

てきたことに係るもの、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった出来事に係る通報の記録、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係り国（検察や行政相談センターを含む）や〇〇といった他の役所から何らかの連絡や遣り取り等があったことに係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係る公金支出に係る金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの。電磁的記録も含む。廃棄記録、上記の起案、添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和5年1月18日付け公委発第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、「苦情受理簿」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報をも特定し、本件決定を行うとともに、「公安委員会会議録の作成について（〇〇年〇〇月〇〇日開催分）」、「公安委員会会議録の作成について（〇〇年〇〇月〇〇日開催分）」、「公安委員会宛て苦情の受理について」、「苦情受理報告書（公安委員会決裁のもの）」、「公安委員会宛て苦情の調査結果について」及び「苦情処理票（公安委員会決裁のもの）」（以下「本件部分開示文書」という。）に記録された個人情報をも特定し、自己情報部分開示決定（令和5年2月8日付け公委発第〇〇号。以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年2月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和5年5月25日付け公委発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。少なくとも、苦情のもとになった出来事に関連して審査請求人が後日電話で連絡や相談等したことに関係するものが特定されていない。

理由付記の不備があるから、当然に処分を取り消すべきである。請求対象外の箇所があるのであれば申請拒否処分に該当して理由付記義務が生じるにもかかわらず、通知書にこれが記載されていない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定について

処分庁は、公安委員会会議の会議録のうち、会議の概要を記載したものを特定したようである。しかし、会議を録音した音声データ及びそれを逐語的に反訳した会議録を特定した上で開示すべきである。

また、苦情申出の回答に使用した封筒やその郵送料や差出票や受領証や配達証明証やレシート等に係る文書も特定した上で開示すべきである。

イ 理由付記の不備の違法について

処分庁が弁明書の最終頁の最終段落で認めているとおり、本件の開示文書の中には請求対象外と判断された部分が存在し、その判断の理由として、本件開示請求とは関係のない情報が記載されているとのことであるから、これは、請求対象外と判断したことにつき理由付記を欠いたものであって、条例21条3項の要求する理由付記の程度を満たしていない。

ウ 結語

したがって、原処分で特定された個人情報以外にも請求対象となる個人情報が存在するとともに、その特定漏れについても開示・不開示の判断を審議したうえで開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及びその理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書及び本件部分開示文書に記録された個人情報を特定し、うち本件文書について本件決定を行った。

なお、上記特定した文書のうち、本件部分開示文書については、本件部分開示決定を行った。

(イ) 行政文書及び事務の内容

本件文書は、千葉県警察本部総務部総務課公安委員会補佐室において受理をした千葉県公安委員会に対する苦情について、その処理状況を記録した文書である。

千葉県公安委員会に対する苦情とは、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満並びに前記以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

イ 処分の理由

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア（ア）のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定及び本件部分開示決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

さらに、本件文書については、条例第17条各号に該当する部分がないことから、本件決定を行っている。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、審査請求の理由について、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である、少なくとも、苦情のもとになった出来事に関連して審査請求人が後日電話で連絡や相談等したことに係るものが特定されていない。」と主張しているが、実施機関は、前記（2）イのとおり、本件開示請求に係る行政文書を特定し、条例等の規定に基づいて、開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考えます。

また、請求対象外部分については、本件開示請求とは関係のない情報が記載されており、したがって理由付記の必要はない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり、本件文書に記録された個人情報を特定して本件決定を行うとともに、本件部分開示文書に記録された個人情報を特定して本件部分開示決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、対象文書を更に特定した上で、請求した情報の全てを開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3のとおり、文書の探索が不十分であると主張しているので、以下、検討する。

イ 実施機関は、前記2(3)のとおり、本件開示請求に対し、本件決定及び本件部分開示決定において本件文書及び本件部分開示文書に記録された個人情報を特定した。

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に、審査請求人が審査請求書及び反論書において存在を主張した情報を含めて本件開示請求に係る個人情報の探索を行わせたところ、本件決定及び本件部分開示決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定及び本件部分開示決定において、本件文書及び本件部分開示文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 5月25日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理

令和5年 7月 3日	反論書の写しの受理
令和6年 9月26日	審議（令和6年度第5回第2部会）
令和6年10月24日	審議（令和6年度第6回第2部会）
令和6年11月21日	審議（令和6年度第7回第2部会）
令和6年12月19日	審議（令和6年度第8回第2部会）
令和7年 1月30日	審議（令和6年度第9回第2部会）
令和7年 2月20日	審議（令和6年度第10回第2部会）
令和7年 3月13日	審議（令和6年度第11回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会